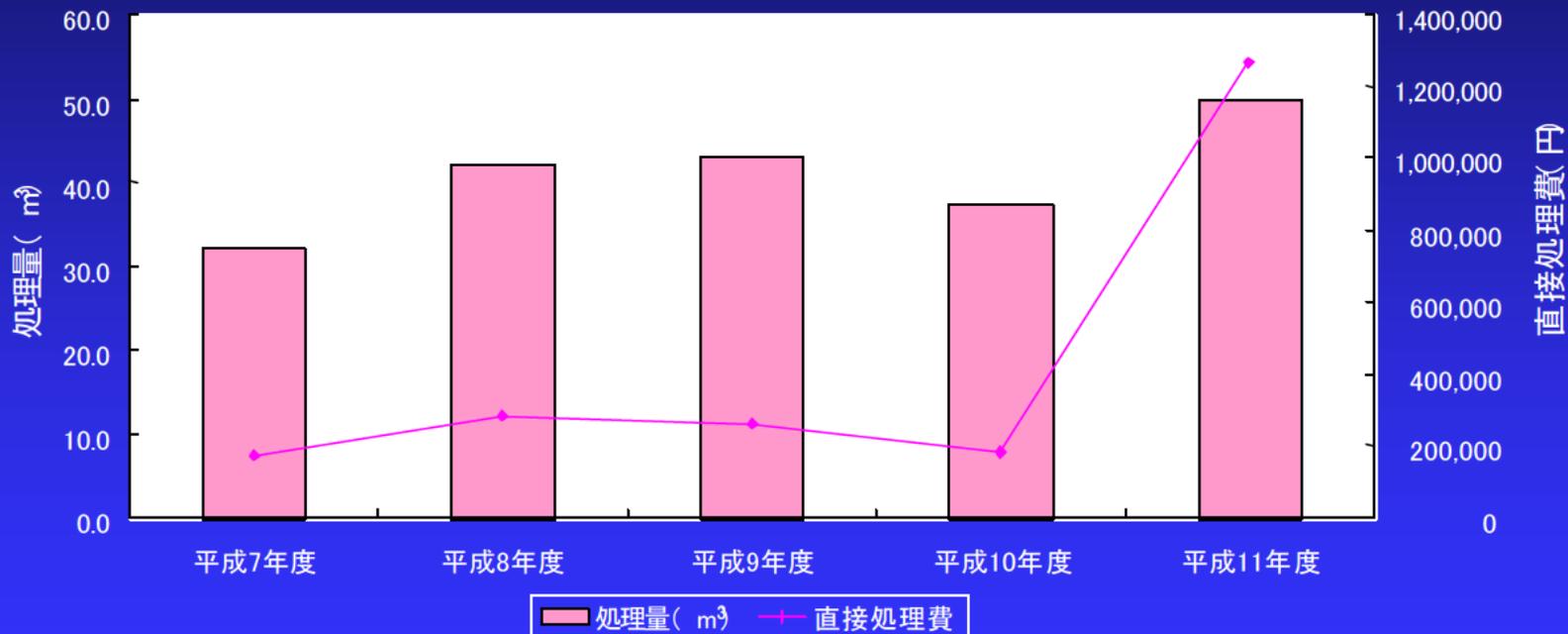


# ゴミの不法投棄

## 【不法投棄ゴミの処理状況】

塵芥処理の状況



# 迷惑行為

橋梁の下等に迷惑行為がみられます。



# 3.4 姉川

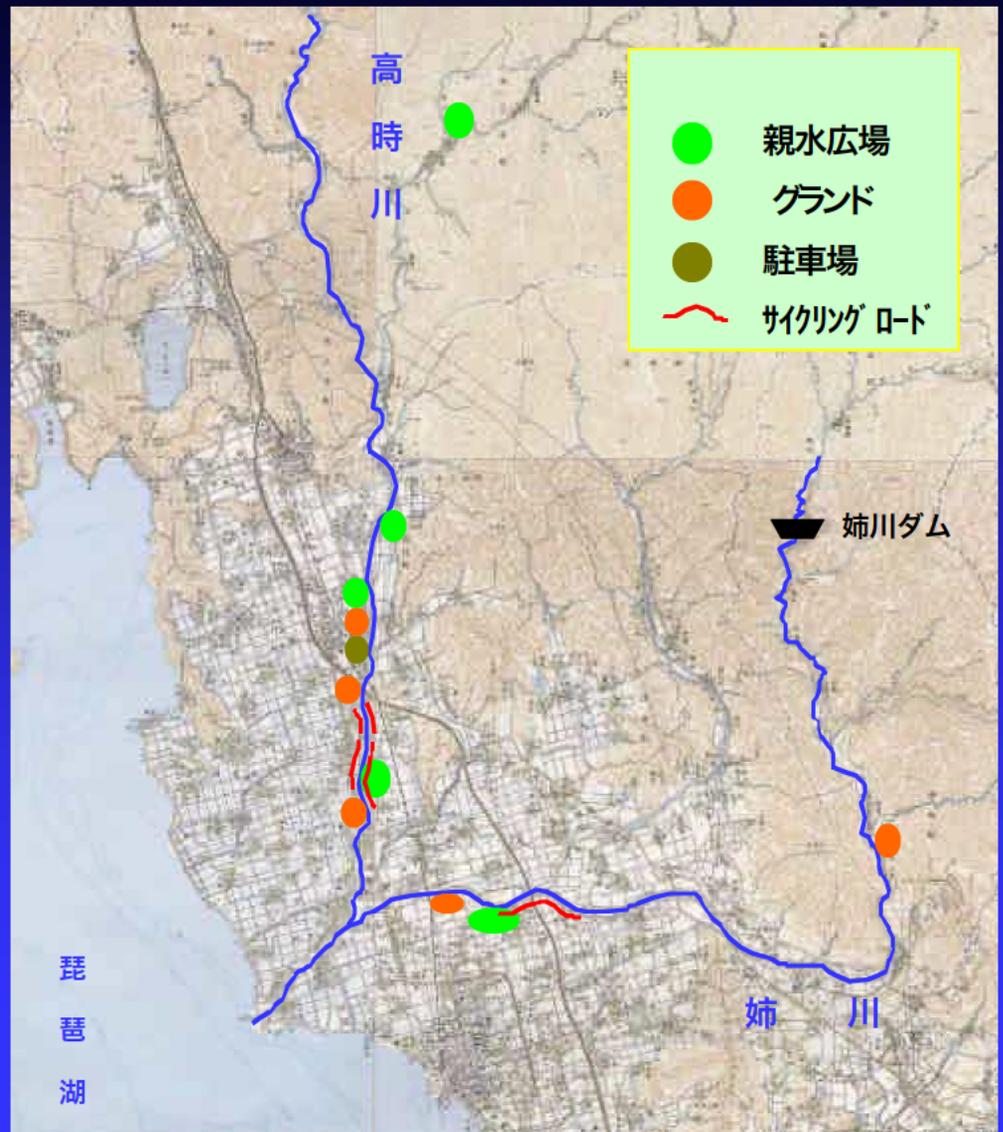
## 河川利用の現状

■ 親水広場

■ グランド

■ 駐車場

■ サイクリングロード



# 堤外民地

姉川、高時川の河川敷の多くが堤外民地であり、畑地・駐車場などに利用されています。



### 3.5 三田川 他7河川 河川利用の現状

河川空間は、水と緑のオープンスペースとして親水公園や憩いの場など、近隣住民の方々に利用されています。

河川は自由使用を基本にしていますが、防災や環境の保全など河川管理本来の目的を達成するため、利用の調整を図ることや、将来にわたって河川の管理に支障がないかなど、総合的な調整を図って利用していただくようにしています。



親しみやすい護岸 (三田川)



蛍の育成 (盛越川)



今井兼平の墓 (盛越川)

## (1) 不法行為への対応

河川を安全で気持ちよく利用するために、また、河川の管理に支障とならないように、ごみの不法投棄や不法占用などの未然防止のため、巡視の強化、看板の設置などを行っています。

## (2) 河川愛護

地域の河川愛護に対する意識向上を図るため、ボランティア活動への支援などを行っています。

県では、河川事業の促進及び河川環境の整備等に関して、奉仕、実践活動を通じ、顕著な功績のあった個人にまたは団体に感謝し、「河川事業功績者感謝状」を贈呈しています。



花の植え替え (三田川)



愛護団体による親子  
魚つかみ大会 (三田川)

# 河川愛護団体による清掃作業



清掃前



清掃中



清掃後 (三田川)

河川名	実施団体	実施地先	作業内容	実施回数	参加人数 (人)	実施面積 (m <sup>3</sup> )
三田川	三田川をきれいにする会	国分2丁目から 瀬田川	草刈り、散在 ゴミ等の清掃	5回	15	200
					1,483	2,800
					150	300
					250	300
					72	200
計1,970	計3,800					
盛越川上流	盛越川上流を美しくする会	若葉台	//	3回	450	6,000
					150	6,000
					150	6,000
					計750	計18,000
盛越川下流	ふるさとの盛越川を愛する会	晴嵐1丁目	//	3回	350	3,200
					240	3,200
					290	3,200
					計880	計9,600
相模川	相模川を美しくする会	池ノ内町～琵琶湖	//	4回	148	4,500
					135	4,500
					146	4,500
					154	4,500
					計583	計18,000
兵田川、篠津川、盛越川	膳所南部の川を美しくする会	御殿浜、杉浦、別保	//	4回	500	3,000
					1,500	5,750
					500	3,000
					500	3,000
					計3,000	計14,750

## 河川に関わる催し( 河川愛護月間行事)

行事名	場所	内容	参加人員
野洲川冒険大会	野洲川左岸 河川敷	クリーンアップラリー いかだ下り 等	3000名
街頭宣伝	JR駅前 野洲川沿川	啓発チラシ PR用品( ティッシュ、ハンカチ)	3800名
パネル展	アクア琵琶	川づくり、川を汚さない工夫等のパネル 河川伝統技術を見つめ直すことを通じて人と川の関わりを再認識してもらうパネル	3600名
絵画展	アクア琵琶 守山市	保育園から中学校を対象に「川」を題材とした絵を募集	11400名
水生生物による水質の簡易調査	瀬田川 野洲川	小中学校を対象に、水生生物を調べることにより水質状況を知ってもらう	100名

平成12年度実績( 琵琶湖工事事務所実施)

# 4. 琵琶湖周辺における生業 (なりわい)

1) 漁業

2) 近江八幡のヨシ



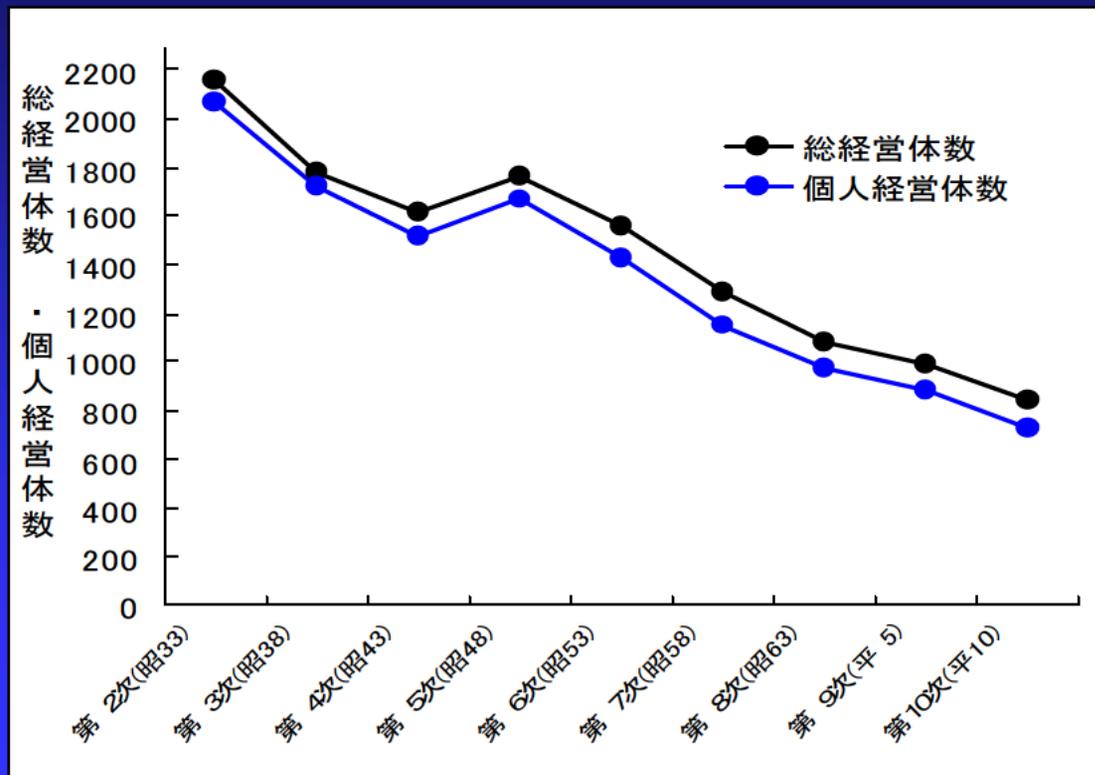
# 滋賀県水産業の現況

- 滋賀県の水産業は大別して琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業、真珠養殖業および真珠母貝養殖業に分類できる。

# 滋賀県水産業の現況

## 琵琶湖漁業経営体数 および

## 個人経営体数(30日以上従事)の変化

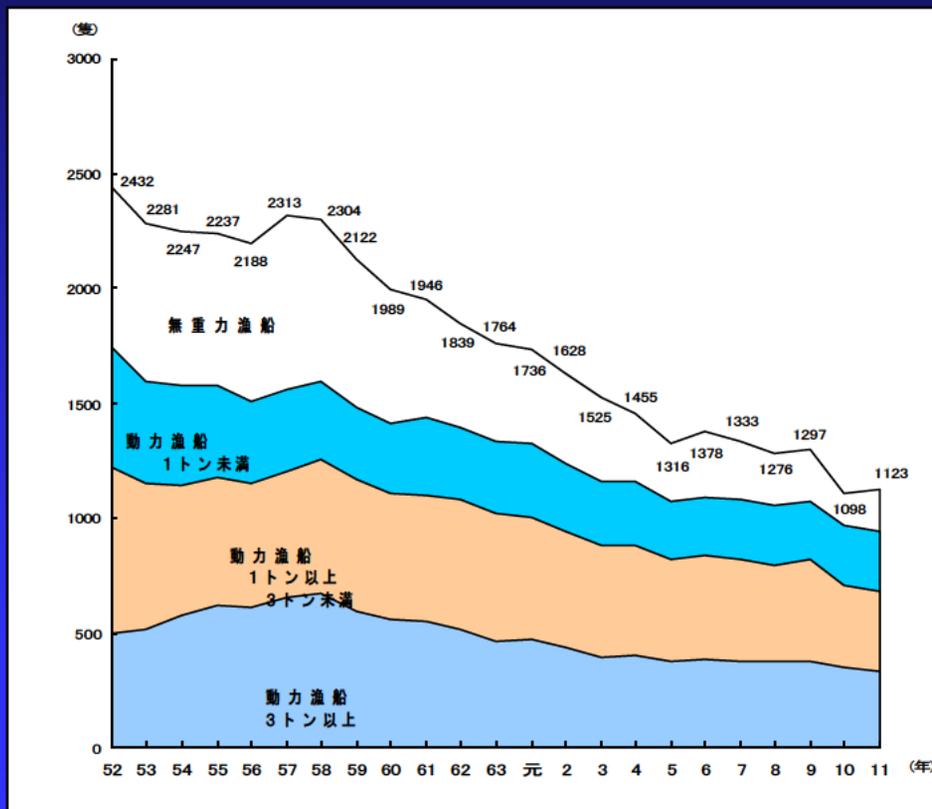


出典：滋賀県の水産 平成12年度から読みとり

# 滋賀県水産業の現況

## 漁船の保有状況

平成11年12月31日現在



出典：滋賀県の水産 平成12年度から読みとり

# 滋賀県水産業の現況

## 水産業協同組合の状況

滋賀県における平成12年4月1日現在の組合設立状況は、沿湖漁協が42、業種別漁協が3、河川漁協が22、漁業協同組合連合会が3、水産加工業協同組合が1である。

# 琵琶湖の業業の変化

滋賀県のホームページから

## 待ちの漁法



伝統的な琵琶湖の漁法は、待ちの漁法だといわれます。魚を待ち受け、あるいは仕掛けに落とし入れる。えり、たつべ、もんどり、小糸網などがその典型でしょう。えりは、定置網漁の一種で、魚が障害物にぶつくとそれを避けて移動する習性を利用し、しだいに狭い囲いへ誘導し、最後はツボに閉じこめるという琵琶湖独特の漁法です。それぞれの漁具には、獲ろうとする魚の習性に合わせて工夫が凝らされ、竹、ヨシ、杭などの自然の素材が巧みに利用されていました。

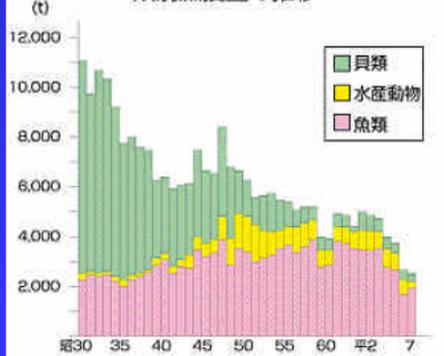
## 攻めの漁法の発達

待ちの漁法は、閉鎖性水域の中の限られた資源を持続的に利用できるという意味で、琵琶湖になじんだ漁法であったといえるでしょう。しかし、近年の動力船の性能向上や漁具の発達もあり、琵琶湖の漁法も変化してきています。沖合の深いところにいる魚を獲る沖曳き網や高速の動力船を使うアユの沖すくいなど、攻めの漁法が発達してきました。

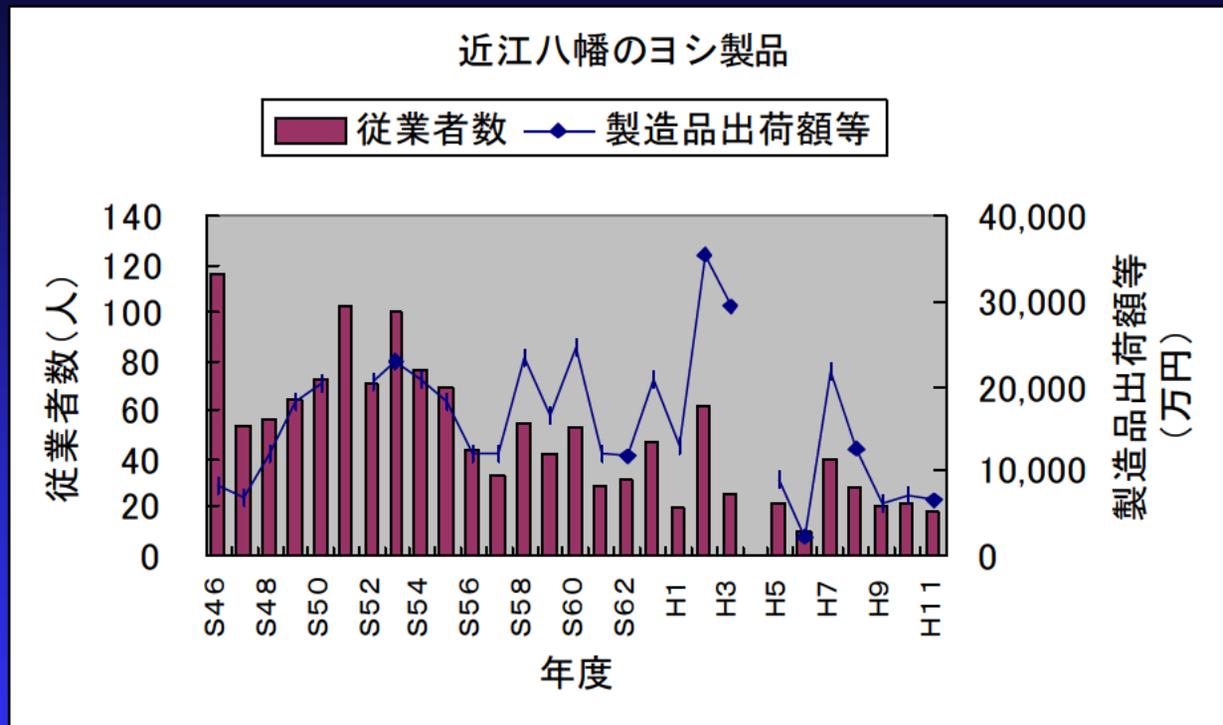
## 湖の環境の変化

昭和30年代以降の漁獲量を魚種別で見ると、アユが増え、フナ類や貝類が大きく減少しています。特に、湖国の伝統食として知られる鮒ずしに用いられるニゴロブナ(琵琶湖固有種)は激減しているといわれ、ヨシ帯など産卵場所の減少、外来魚ブラックバスやブルーギルによる捕食などがその原因と考えられています。これまでの琵琶湖漁業は、そのときの需要に応じ、漁法や対象とする魚種を変えながら続けられてきました。しかし、湖のさまざまな環境の変化に対応できるような万能漁法があるわけではありません。

類別漁獲量の推移



# 近江八幡のヨシ



出典: 「近江八幡市統計書(昭和60年版~平成12年版)」

※ S56,S57,S59,S61,S62,H1は従業者数1~3人の事業所を除く。」と付記されている。

: 「工業統計調査結果報告書 滋賀県 (昭和46年~平成3年)」

※H4は4人以上の事業所に限定して記載されている。

# 水面利用

平成13年10月 4日付け 京都新聞より